

定例記者会見

令和8年8月5日(水) 13時30分

総論

福岡市医師会 会長 菊池 仁志



1. 地域医療構想

2040年に向けた地域医療構想

重点項目

- 外来・在宅医療・介護との連携強化
- 医療機関機能の再定義
- 医療従事者の確保とDX化を目指す取り組み

主な変更点

○対象範囲の拡大

従来の入院・病床中心の議論から、外来医療や在宅医療、介護サービスとの一体化へ

○医療機関機能の再定義

急性期拠点機能や高齢者救急・地域急性期機能など、役割を明確化

○医療計画との関係

地域医療構想を医療計画の上位概念として位置づけ

※厚生労働省資料より作成

2. 医師偏在対策

医師偏在是正に向けた総合的な対策

日本国内で都市部や特定の診療科に医師が集中し、地方や一部の診療科で不足している偏在を解消するため、国や自治体が講じる一連の取り組み。都道府県ごとの「医師確保計画」を軸に、医学部の「地域枠」拡大 や、医師少数区域での勤務経験の評価、さらに医師多数・過多区域での新規開業抑制や経済的支援などを総合的に進めている。

主な取り組み

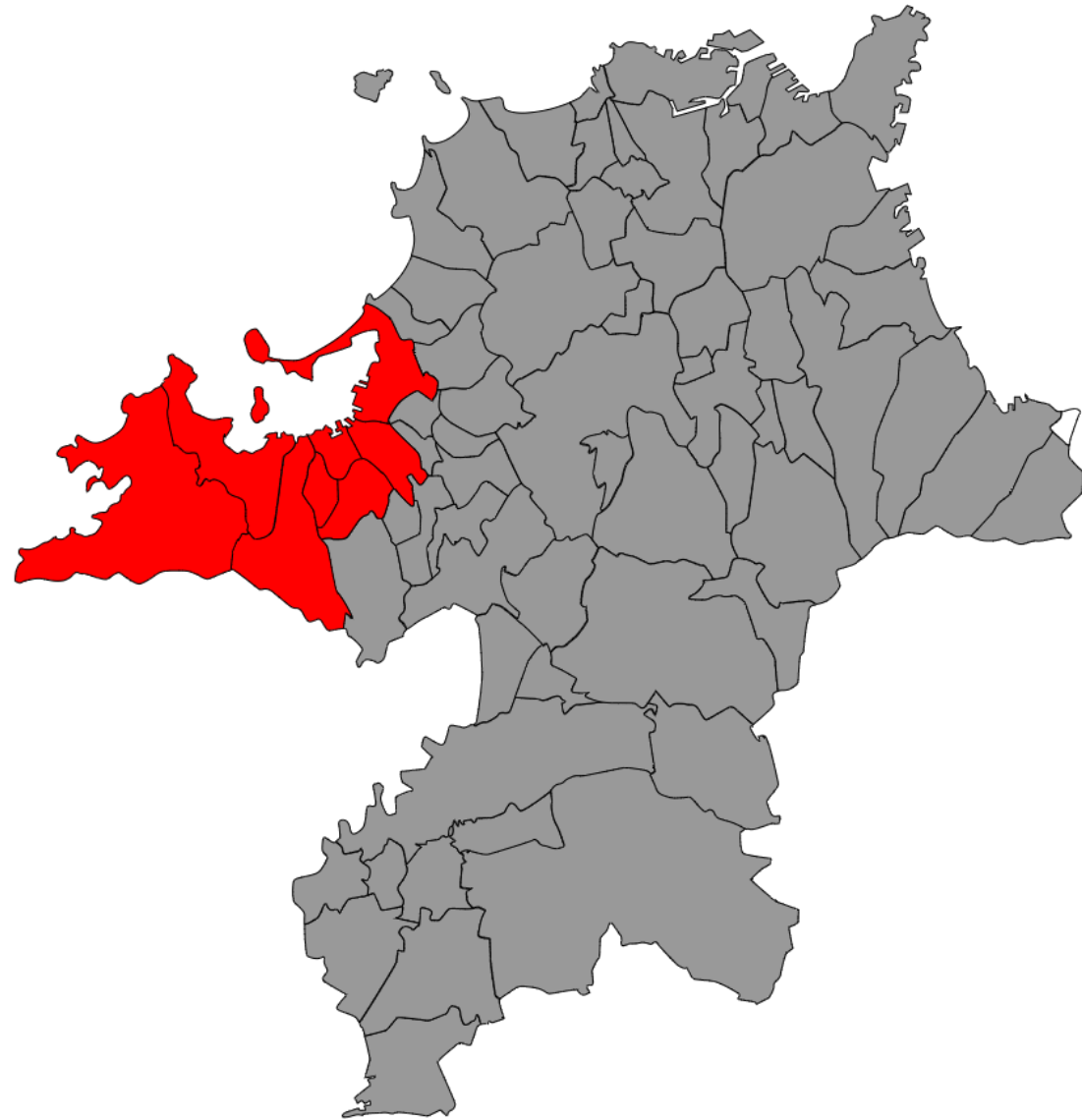
- 地域枠・奨学金制度
- 重点医師偏在対策支援区域
- 外来医師過多区域の調整
- 医師少数区域の経験評価

※厚生労働省資料より作成

3. 外来医師過多医師偏在対策

外来医師過多区域

「福岡・糸島区域」該当



外来医師偏在指標

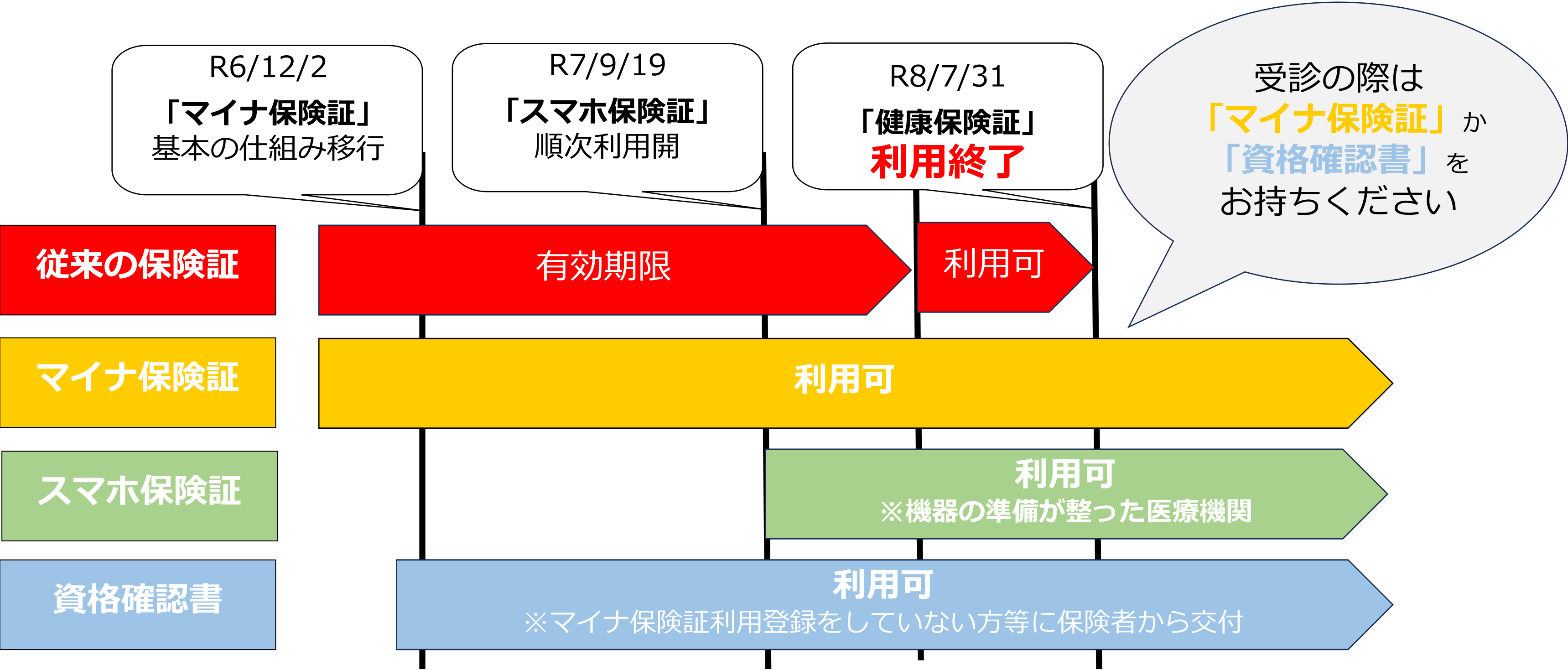
- 「全国平均値＋標準偏差の 1.5 倍」以上
- 可住地面積あたり診療所数が上位 10%以上

外来医師過多区域の 無床診療所への対応強化

- ①新規開設の事前届出制
- ②要請勧告公表
- ③保険医療機関の指定期間の短縮等

令和8年3月27日事務連絡 厚生労働省医政局地域医療計画課
外来医師過多区域に係る候補区域の公表について より作成

4. マイナ保険証



5. 高額療養費制度

令和8年8月から
高額療養費制度が
見直されます

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。
※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

●これまで「多数回該当」に該当しなかった方

●見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方

●現在、毎月高額療養費を利用している方

●極めて高額な医療を受けた方

ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当

直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。

●外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合

自己負担
見直し前
76.7万円

自己負担
見直し後
53.0万円

年間
約23.7万円の
負担減

自己負担

負担減額分

年間上限に該当

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

7.4 8.0 7.0 7.5 8.0 7.9 7.6 7.8 7.5 8.0

お問合せはご加入の保険者まで

●健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合

●国民健康保険組合

●各都道府県の後期高齢者医療広域連合

●お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に關するご質問等は、厚生労働省コールセンター
☎0120-617-111
においても承っております。
※対応期間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休載）
※適用期間：令和8年7月～令和9年3月

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高額療養費制度の上限額
(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400円→34,500円）。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に繰返払い。

令和8年8月～

○高額療養費の上限額変更

○年間の上限額新設

○多数回該当

○外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）

※厚生労働省リーフレットより

一般社団法人福岡市医師会

6. 自由診療の健康被害

医薬品等の適用外使用

**マンジャロ・リベルサスなどの
2型糖尿病治療薬の美容・痩身目的
での使用による健康被害に注意**

これら医薬品を美容・痩身・ダイエット目的で使用した場合の
安全性及び有効性は確認されておらず、安易な使用は思わぬ
健康被害につながるおそれがあります

※医薬品副作用被害救済制度による救済給付対象とならない可能性
※SNS等での個人間売買は違法

**治療が必要な場合は
かかりつけ医や地域の医療機関へ
ご相談ください**

医療機関
…必要とする
患者への供給

※厚生労働省資料参考に作成